

米子市監査委員告示第9号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月15日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

都市創造課

3 監査対象の概要

都市創造課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 都市政策の総合的な推進に関すること。
- (2) 都市計画（他の課の所掌に属するものを除く。）の企画調整に関すること。
- (3) 都市計画図の管理に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の企画調整に関すること。
- (5) 組合施行による土地区画整理事業の指導に関すること。
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の規定に基づく事務（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定めるところにより市が処理することとされたものを含む。）に関すること（都市整備部建設企画課の所

掌に属する事項を除く。）。

- (7) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく事務に関する
こと。
- (8) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた国
土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定に基づく事務に関するこ
と。
- (9) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づく事務に関する
こと。
- (10) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定
に基づく土地の譲渡に係る届出及び土地の買取りの申出並びに土地の買取
りの協議に関すること。
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年
法律第91号）の規定に基づく特定路外駐車場の設置に関すること。
- (12) 中心市街地活性化の推進に関すること。
- (13) 土地利用計画に関すること。
- (14) 水資源に関すること。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和8年3月末日現在）
は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点と
し、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうか
を着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和7年4月1日から令和8年3月末日までに執行された財務
に関する事務

(2) 監査の期日

令和8年5月26日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂 正史・植田 昭・中田 利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、
必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所述べておりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料及び手数料においては、納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

(ウ) 県支出金においては、次の不適切な処理があった。

a 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 交付申請書を提出する際に、財政課長に協議していないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 調定をしていないものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 財産収入においては、適正に処理されていた。

(オ) 諸収入においては、納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 需用費に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 委託料に関する支出事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 変更契約により起案した、支出負担行為の決裁区分を誤っているものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 契約で提出が定められている委託業務処理工程表を徴取していないものがあつたので、委託契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 契約で提出が定められている業務工程表その他関係書類の文書登録、及び決裁がないものがあつたので、米子市文書取扱規程（平成17年米子市訓令第4号）及び米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ 投資及び出資金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(2) 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務

都市創造課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、適正に処理されていた。

別 図 組織図（都市創造課）

都 市 創 造 課 ――― 都市計画・政策担当

別 表 （都市創造課）

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和8年3月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B ー C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
土 木 手 数 料	3,000	1,400	1,400	0	46.7	100.0
土木費国庫補助金	2,058,000	560,364	560,364	0	27.2	100.0
総 務 費 県 補 助 金	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	0.0	0.0
土 木 費 県 補 助 金	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0.0	0.0
財 産 貸 付 収 入	761,000	761,373	761,373	0	100.0	100.0
雑 入	80,000	35,160	34,740	420	43.4	98.8
合 計	5,402,000	3,858,297	1,357,877	2,500,420	25.1	35.2

歳 出			(単位：円・パーセント)			
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A － C 予 算 残 額	C／A	C／B
企 画 費	4,926,000	4,651,921	4,583,109	342,891	93.0	98.5
環 境 衛 生 費	4,235,000	4,234,057	4,234,057	943	100.0	100.0
都 市 計 画 総 務 費	79,022,000	76,662,280	25,250,672	53,771,328	32.0	32.9
合 計	88,183,000	85,548,258	34,067,838	54,115,162	38.6	39.8